

## (仮称)南流山第二小学校について

## (1) 趣旨

木地区では、土地区画整理事業による宅地供給が進み、マンションや戸建て住宅の建設により、通学対象となる南流山小学校で児童数が増加している。隣接する小学校へ通学区域を変更したとしても、今後も増加する児童数に対応できないことが想定されるため、現南流山中学校校舎を(仮称)南流山第二小学校とするにあたり、通学区域を決定する必要がある。

## (2) 通学区域決定の日程

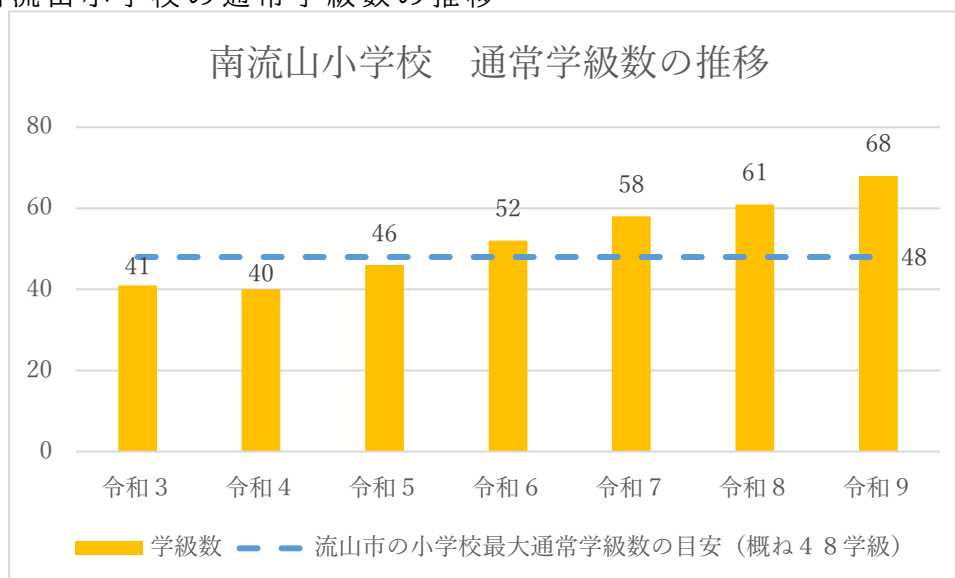
月	内 容
8月	第1回通学区域審議会
10月	市民向けアンケート実施
12月	第2回通学区域審議会
1月	第3回通学区域審議会
3月	教育委員会議にて通学区域の方針決定

## (3) 南流山小学校の今後の教室過不足数(使用可能教室:49)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
児童数	1237	1431	1607	1787	1997	2151	2286
通常学級数	41	40	46	52	58	61	68
特別支援学級数	6	6	6	6	6	6	6
過不足数	△2	△3	▲3	▲9	▲16	▲20	▲27

※令和5年度の不足分は特別支援学級の教室を分けて使用

## (4) 南流山小学校の通常学級数の推移



(5) 場所 流山市大字流山2539番地の1 (現南流山中学校)



(6) 流山市教育委員会としての通学区域案

別紙3における「案E」を通学区域として設定したいと考えている。

<理由>

- ・現時点における使用可能教室数が、南流山小学校49教室、(仮称)南流山第二小学校27教室であることを考慮した。(現南流山中は、改築等で対応は可能。)
- ・木地区には未整備地が残っており、今後も転入者が見込まれ、児童数が増えていくことが想定されることから、将来を見据えて通学区域を考える必要がある。

(7) 通学路の安全対策について

隣接する小学校のため、現在の通学路から大幅な変更はないことが予想されるが、新たに通学路となる箇所を中心に、教育委員会、市道路管理課、県土木事務所及び警察等の関係機関と連携して現地点検を行い、危険箇所(交通及び防犯面)については、開校までに安全対策を講じていく。